

## ○武蔵野美術大学大学院外国留学に関する規則

### (規則制定の根拠)

第1条 この規則は、武蔵野美術大学大学院規則(以下「大学院規則」という。)第26条に基づき、本大学院学生の外国留学について必要な事項を定める。

### (外国留学の定義)

第2条 この規則における「外国留学」(以下「留学」という。)とは、本大学院の許可を得て、本規則第3条に定める外国の大学院等において、研究に従事し、又は正規の授業を外国において受けることをいう。

### (外国の大学院等)

第3条 この規則における「外国の大学院等」とは、本大学院の協定又は認定する外国の大学院、又はこれに相当する研究所等をいう。

### (留学の区分)

第4条 この規則における留学については、以下の区分とする。

- (1) 協定留学 本学との間で相互交流の協定が締結されている外国の大学院等へ交換学生として推薦されて留学すること。
- (2) 認定留学 本学が認定する外国の大学院等への留学、あるいは交換留学生以外の身分で協定校へ留学すること。

### (出願資格)

第5条 留学を希望する学生は、協定留学、認定留学を問わず、本大学院に在学し、かつ留学する期間の前までに原則として6単位以上を修得していなければならない。

### (出願手続)

第6条 留学を希望する学生は、学長に願い出て留学の許可を得なければならない。願出にあたっては、次の書類の提出を必要とする。

- (1) 協定留学
  - イ 外国留学願
  - ロ その他学長が必要と認める書類
- (2) 認定留学

- イ 外国留学願
- ロ 外国の大学院等が発行する入学許可書等
- ハ 前号の大学院等が発行する大学院概要及び講義要領等を示す書類
- ニ その他学長が必要と認める書類

#### (留学の許可)

第7条 留学の許可は、当該研究科委員会の議を経て、学長が行う。

#### (留学期間)

第8条 留学期間は、協定に基づく期間又は留学先の外国の大学院等の学事期間に基づく1年を原則とし、2年を限度とする。ただし、留学期間のうち、大学院規則第5条の修業年限に算入することのできる期間は1年以内とする。

#### (留学期間の延長)

第9条 留学期間の延長を希望する学生は、原則として留学期間終了の3カ月前までに留学期間延長願を学長に提出しなければならない。

2 留学期間延長の許可は、当該研究科委員会の議を経て、学長が行う。

#### (留学終了の手続)

第10条 留学を終了した学生は、帰国の日から1カ月以内に、次の書類を学長に提出しなければならない。ただし、修得単位の認定を希望しない場合には、第1号及び第5号以外の書類の提出を要しない。

- (1) 帰国届
- (2) 単位認定願
- (3) 外国の大学院等が発行する履修授業科目の成績証明書又はこれに準ずる書類
- (4) 前号の大学院等が発行する履修授業科目の時間数及び単位数を証明する書類
- (5) その他学長が必要と認める書類

#### (修得単位の認定)

第11条 学長は、当該研究科委員会の議を経て、学生が留学先の外国の大学院等において履修した授業科目の修得単位のうち適当と認めたものについては、大学院規則第12条により本大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項の規定により、本大学院において修得した単位とみなすことのできる単位数は10単位を超えないものとする。

**(本大学院授業科目の継続履修及び既修得単位の取扱について)**

第 12 条 留学する年度に開設されている授業科目の履修方法及び既修得単位については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 年度途中で留学する場合、授業科目のうち、通年で開設されている講義科目については、帰学後に同一授業科目を継続して履修することを認める。
- (2) 年度途中で留学する場合、授業科目のうち、留学前に履修した専門科目については、当該学年に修得した単位として認める。
- (3) 前々号により、授業科目の継続履修を希望する学生は、留学前に教務チームに願い出て許可を受けておくものとする。

附 則

(略)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。